

## 生徒会選挙管理細則

### 第1章 総 則

第1条 神奈川県立百合丘高等学校生徒会会則第8条に基づき生徒会選挙管理細則を設ける。

第2条 本細則は生徒会選挙の公正をはかることを目的とする。

第3条 選挙に関する事務は選挙管理委員会が生徒会顧問の指導助言を受けて本細則に従い、執行する。

### 第2章 選挙管理委員会

第4条 選挙管理委員会は選挙の施行に当たり、ホームルームより選出された委員によって構成される。選挙管理委員会は常に中立を維持し公正な選挙の実施につとめる。

第5条 選挙管理委員会に委員の互選により次の役員をおく。

委員長 1名 副委員長 1名

委員長は委員会を代表し選挙に関する業務を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、議事の記録を行い委員長に事故あるときはその任務を代行する。

第6条 選挙管理委員会は第3章以下、選挙規定に従い、次のことを決定し実施する。

選挙日程 選挙の公示 立候補の受付 候補者の推薦 立会演説会 投票開票 (7) 発表 (8) その他必要事項

### 第3章 選挙規定

第7条 生徒会役員の選挙は6月中に終わらなければならない。補欠選挙は必要に応じ実施される。

第8条 選挙に対する告示は原則として投票日の7日前とする。

第9条 生徒会役員に立候補しようとする者は、支持者1名と連記の上、立候補者届け出用紙に必要事項を記載し、締切日までに届出なければならない。選挙管理委員会は公示後ただちに受け付け、立候補者名を発表する。

第10条 当該選挙の定数と立候補者数が同じ時は、信任投票を行う。

第11条 立候補者が当該選挙の定数に満たない時は選挙管理委員会は選挙日程を延期することができる。延期して、なお定数に満たないときは、学級委員会に依頼し、候補者を推薦させることができる。

第12条 学級委員会が推薦の依頼を受けたときは、1・2学年の各クラスより1名ずつの推薦者を選び、学級委員会で選考し、定数を満たす人数を選挙管理委員会に推薦する。

第13条 選挙に関する活動は次の事項に基づいて行わなければならない。

校内に限り且つ授業に支障をきたさないものであること。

ポスターは選挙管理委員会の印を受け、指定された場所に掲示する。

ポスター以外の掲示または文書による運動は認めない。

選挙管理委員会の認めたもの以外に、校内放送、その他放送器具を使用することは認めない。

選挙管理委員会の指定した方法、期間以外の運動は禁ずる。

第 14 条 立会演説会についての細則は選挙管理委員会で決定し、運営する。

第 15 条 投票は所定の投票用紙に選挙管理委員立会のもとに記入し投票する。

第 16 条 投票終了後、選挙管理委員会によって、ただちに開票され、発表される。

第 17 条 有効数字の判定は選挙管理委員会が決定する。

第 18 条 当選は最高得票者とする。ただし、次点者と有効投票総数の 1/20 以上の差を必要とする。

第 19 条 次点者との差が、1/20 に満たない場合は、上位 2 名により決選投票を行う。この場合、上位者を当選とする。

第 20 条 当該立候補者が定員と一致した場合、選挙管理委員会は信任投票を行わなければならない。その場合は、有効投票総数の過半数の信任投票を必要とする。信任されなかった場合は、選挙管理委員会は改めて公示しなくてはならない。

付 則

本細則は、1976 年（昭和 51 年）1 月 28 日より施行する。

本細則は、1993 年（平成 5 年）12 月 1 日に改正して施行する。

本細則は、1998 年（平成 10 年）3 月 17 日に改正し、1998 年（平成 10 年）4 月 1 日より施行する。